

## 児童相談所実情調査結果（速報版）概要

### 1 調査目的

依然として児童虐待の不幸な事件が発生しており、特に、児童相談所等の福祉機関が関わりながら、未然防止できなかった事例が起きている事を踏まえ、児童相談所における職員の専門性の確保のための取り組みや業務の方法等についての実情を把握するため、調査を実施。

### 2 調査時点

平成16年10月1日現在。

（訪問調査は平成16年11月11日～平成17年4月22日にかけて実施）

### 3 調査手法

- 各都道府県・指定都市に調査票（本庁所管課用、児童相談所用）を配布して実施。
- 併せて、平成16年度下半期（平成16年11月11日富山県調査～平成17年4月22日鹿児島県調査）にかけ、各都道府県・指定都市の児童相談所1か所（計60か所）について、当局職員と外部有識者が、直接訪問して聞き取り調査を実施。

## 4 調査結果の主なポイント

### (1) 所管課に対する調査

#### ① 教員、警察官との人事交流、活用状況について

- 教員との人事交流（常勤）を行っているのは、60都道府県・指定都市中21県・市（35.0%）となっている。警察官との人事交流を行っているところはなかった。
- また、非常勤職員または嘱託により教員・警察官を活用しているのは、20都県市（33.3%）となっている。

#### ② 行政不服申し立ての状況について

- 行政不服申し立て件数は、14年度から16年度の3年間で全国で50件前後で推移している。

#### ③ 今後の児童相談体制について

- 市町村合併、指定都市への昇格等による組織再編、離島・遠隔地への支所、分室、駐在の設置、虐待対応班（初期対応グループ）の設置などを検討している自治体が多く見受けられた。

#### ④ 児童相談所における人事異動の基本的な考え方について

- 人事異動は、児相独自の基準ではなく、自治体全体の考え方によるものが多く、異動年数としては3年異動を原則とするところが多いが、中には5年、10年という自治体もある。
- また、児童相談所における専門性を確保するためには、少なくとも5年～10年程度の経験が必要、との指摘も多く見受けられた。

#### ⑤ 平成11年度以降の職種別職員の増減状況と理由について

- 平成12年度から16年度の5年間で、全国で、児童福祉司は500人の増、児童心理司（心理判定員）は88人の増が図られている。
- その理由としては、児童虐待相談増加への対応、児童虐待に関する専従組織を設置、一時保護所の体制強化などが多く挙げられている。

#### ⑥ 児童相談所の現状認識について

- 所管課の認識としては、虐待相談件数の増加と、困難事例の増加により、業務過多、職員の負担が増加している、という現状認識が圧倒的多数を占めている。

## ⑦ 死亡事例などに対する検証体制について

- 専門家を含めて検証、関係機関を含めての検証及び複数の児童相談所同士での検証といった体制が多い。中には、民間団体等と検証を行う検討会を定期的に行っている事例も見られた。

## ⑧ 貴都道府県（市）における児童相談所の独自の取り組み（相談体制の強化等）について

- 回答では、職員の増員などの人的体制強化、虐待対応のための専従組織の設置、弁護士・医師などの専門家によるサポートシステム、親子再統合に向けた親支援プログラムの実施、電話相談事業の実施などが挙げられている。

## ⑨ 児童相談所における緊急時の対応、休日・夜間の相談体制について

- 緊急対応が必要な場合、担当児童福祉司や児童虐待専従職員（組織）を一次的対応者とする自治体が多いが、一時保護所職員や昼夜で対応者を分けている自治体もある。
- 休日・夜間の対応状況については、一次的対応者は一時保護所の職員、または専門の相談対応職員等が対応することが多く、そこから、各職員あて緊急連絡が入り、必要に応じて児童相談所の職員が招集されるといった形式が多く見られた。また各職員が当番制で携帯電話を所持している自治体も多かった。

## ⑩ 各関係機関との連携の現状と課題について

### 【福祉事務所（家庭児童相談室）】

- 現状としては、定期的な連絡会議等を開催、お互いが構成員となるなどの連携。また福祉事務所や児童相談所の双方が主催する会議等への研修講師などへの参加による情報の共有化、等の連携が多く見られる。
- 課題としては、児童相談所と福祉事務所（家庭児童相談室）の役割分担の明確化、法改正後の福祉事務所（家庭児童相談室）の位置づけ、各福祉事務所（家庭児童相談室）自体の資質が課題であるという自治体が多かった。

### 【児童家庭支援センター】

- 現状としては、定期的に連絡会等を開催し、情報交換やケース検討を行っているほか、児童相談所からの委託による電話・訪問等の相談を行っているという自治体もある。
- 課題としては、現状の連携体制を大変好評とし、今後児相ごとに設置できないか、委託内容について不登校や虞犯ケース等も依頼できないかとい

う、各児相の補完的活用を検討する自治体がある反面、児童家庭支援センターへの指導委託等を不安視する自治体もあり、評価は分かれた。

【児童委員・主任児童委員】

- 現状としては、各児童相談所や児童委員等が主催する研修会等への参加、個別のケースについてのケース検討会議への参加、虐待ネットワークや虐待専門協議会等へのメンバーとして参加、虐待ケースに関しての家庭状況の把握や同行訪問等による連携が多い。
- 課題としては、児童相談所が業務過多であるため、主任児童委員等との連携が不十分となってしまうといった児童相談所側の課題を挙げているほか、各自治体内の主任児童委員等の取り組みの個人差や、法の解釈等も含めた資質の向上が必要、守秘義務についての研修が課題といったような、各主任児童委員側を指摘する自治体があった。

⑪ 児童虐待防止ネットワークの課題について

- 各関係機関自身の意識啓発と役割分担についての明確化を指摘する自治体が多く、その上で、ネットワークをサポート（指揮）する存在（事務局）が必要である、定期的に情報交換の場を設ける、緊急時の対応マニュアル等を作成する、といった提案が多かった。

(2) 児童相談所に対する調査

(注) 訪問した児童相談所（各都道府県・指定都市1か所ずつ計60か所）の調査結果をまとめたものであり、全182児童相談所の結果ではない。

① 立入調査等の実施状況について

- 調査を行った60児童相談所中、36児童相談所（60.0%）で立入調査が実施され、44児童相談所（73.3%）で警察官の援助要請が行われていたが、知事勧告を実施した児童相談所はなかった。

② 常勤職員の平均在任期間について

- 調査を行った60児童相談所の平均で見ると、所長は2年5月、児童福祉司は3年6月、心理判定員（児童心理司）は4年8月、一時保護所職員は3年9月となっていた。

③ 児童相談所職員が加害行為を受けたケースについて

- 調査を行った60児童相談所中、過去3年に職員が加害行為を受けたことのある児童相談所は43か所（71.7%）あった。

#### ④ 開所時間について

- 開所時間は 8 : 30、閉所時間は 17 : 15 が多かった。
- 土曜日に開所している児童相談所は 2 か所（埼玉県、東京都）、日曜日に開所している児童相談所は 1 か所（東京都）にとどまっている。

#### ⑤ 医師、弁護士との協力関係について

- 医師との協力関係では、小児科医・精神科医を嘱託医としている児童相談所が多く、いずれも定期的に受診・カウンセリングという形で協力関係を結んでいるケースが多かった。常勤の医師を配置している児童相談所はごく少数にとどまっている。
- 弁護士との協力関係では、大半の児童相談所が法的対応や法的判断の求められるケースについて、弁護士から相談や助言を得ていた。

#### ⑥ 所長の児童相談所についての現状認識について

- 児童相談所長のほとんどが、虐待相談件数の増加と困難事例の増加による職員の業務過多と専門性の向上の必要性、人的不足、等を認識している。

#### ⑦ ケースに対するアセスメントや総合診断の方法について

- 初期対応における虐待リスクを判断するためのアセスメント票を作成している児童相談所は増えているが、虐待ケース以外のケースのアセスメントや虐待ケースにおける初期対応後の援助方針に関わるアセスメントについては、アセスメント票に基づくことなく、通常の所内会議等による協議・検討にとどまっているものが多い。

#### ⑧ 施設入所児童の自立支援計画の見直しの関わり方について

- 毎月 1 回の施設訪問や里親家庭訪問を行っている自治体もあったが、多くの児童相談所では、年 1～2 回、施設より自立支援計画を提出してもらい、各児童相談所がその後施設等を訪問する中で、児童との面接や、援助について施設側と相談し、見直すといった程度の関わりにとどまっているものが多かった。

#### ⑨ 施設入所後の保護者指導の状況について

- 児童相談所がプログラムを作成しているところが増加している。
- 施設と連携して取り組んでいるところもある中で、施設だけまたは施設任せにしてしまっているといったところが少なからず見受けられた。

## ⑩ 施設退所後の児童及び家庭へのフォローアップ体制について

- 市町村（地域の関係機関を含む）の見守り、施設、児童相談所（児童福祉司指導）の3者の連携により、児童及び家庭へのフォローアップをしている児童相談所が多い。

## ⑪ 現行の児童相談体制の課題、問題点について

- 総じて職員不足、職員の人事異動サイクルが短いために、専門性の確保が困難と言った、職員体制の不十分さを訴える児童相談所が多かった。  
また、虐待を受けた子どもの保護の受け皿となる施設の不足を訴える意見もあった。
- 介入と支援の両方の役割を果たすことの困難さや、家族再統合のための取り組みの不十分さやノウハウの欠如を指摘する意見などもあった。

## ⑫ 関係機関との連携方法及び課題について

- 警察、教育機関、保健機関、医療機関との連携については、基本的には各自治体や児童相談所、前述の関係機関が主催する「協議会・連絡会・委員会」等にメンバーとして加わり、各機関同士、情報交換等での連携を図っている状況にあるが、個別援助を巡っては、支援スタンスの違いから対応にズレがあり、相互理解を深めることを指摘するものが多かった。また、連携強化の工夫として人事交流を行っている事例もあった。
- 医療機関との連携においては、通告や情報提供に理解を得ることの困難さを指摘する回答が多く見られた。
- 民間団体との連携については、NPOと協定を締結し、協定に基づく連携を図っている児童相談所が見受けられた。

## ⑬ 市町村に対する援助として考えられる内容について

- 援助の主な内容として、要保護性の高い事例、専門的対応が必要な困難事例、心理判断・医学的判断、施設入所等の措置に関すること、市町村をまたがる場合の調整、一時保護の場合の実施、関係機関との連絡調整、市町村相談職員への研修、マニュアルの作成などが挙げられた。
- 具体的には、ネットワーク会議、ケース会議への参加・助言や職員研修が主たる援助となっているが、当面の支援として調査や対応に同行する、といった回答もあった。

#### ⑭ 一時保護所の体制、対応について

- 夜間、休日の職員体制について、職員とアルバイトや非常勤職員と一緒に宿直体制を敷いている一時保護所が多い中、アルバイト又は非常勤職員のみといった一時保護所の中には見受けられた。
- 非行児童が入所した場合の対応については、個室化が図られていない一時保護所が多いものの、極力、部屋割りについて配慮し、他児童と同室にならないよう、また職員を手厚くする等の対応策を図っている一時保護所が見受けられた。
- 行動自由の制限については、基本的に入所児童の行動制限はしていないものの、一時保護所の出入りに施錠をするといった程度の制限を行っている一時保護所もあった。
- 学習保障に対する対応としては、カリキュラム等を組んで、午前中2時間程度、一時保護所の職員が学習指導を行っている一時保護所が見受けられた。また、教員OBを指導員として配置することにより、学習保障の強化に努めている例もあった。
- 一時保護所の保護期間の長期化の要因については、受入施設に空きがないというのが一番多く、また、入所について保護者との調整（同意を得るまで）に時間がかかるといった要因も目立った。